

世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例

世田谷区風景づくり条例（平成１１年３月世田谷区条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２９条第３項各号列記以外の部分中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同項第４号中「以下」を削り、同条第４項中「区域ごと」を「区分ごと」に改める。

第３０条第２号中「新築」を「新設」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。